宅地建物取引業協会 研修会 説明資料 平成26年7月18日·22日·23日

不動産取引時に水害リスク情報の提供をお願いします。

~ 流域治水条例第29条に基づく努力義務規定 ~ (平成26年9月1日施行)

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

H25.7.27每日新聞朝刊

H25.8.9朝日新聞夕刊

競品分、ヘリから

新幹線 特 警 運転見合 報級

た。

気象庁によると、

3時

間の雨量は長浦岳で205

を中心に各地で大雨とな

猛烈な雨が降るなど、

と見り

熊本大分川 氾濫

浦岳で1時間に96 となった梅雨前線や低気 の影響により、 九州は3日、 長崎市の長 活動が活発 Q

で経験したことの 大開」。気象庁が12 **表現で警戒を呼び** 差し迫った危険 めに今年6月から 文」による注意情 の実施例だった。 意情報や警報より などが差し迫った 体向けの情報端末 ジなどで発表す それに対し、今 は58文字。切迫 担当者などに素早

いがある。

長崎猛烈な雨

50年に1度

近畿今夕から大雨恐れ

京滋 に初の特別

| 「桐井、桜賀、原都の3中 とにかく命を守る行動 が上がるが、発表のタイミングは自治体により評価が1分。危機感は伝わったのか。 から生まれた特別警報。「数十年に1度」の規模が発表の基準だ。専門家からは「的確な判断」との声めて発表した。2011年の紀伊半島養雨などで危機感を十分伝えきれず、大きな被害が出たとの反省が上がるが、発表のタイミングは自治体により評価が1分。危機感は伝わったのか。 日本列島を喧撃した台風18号の被害を予想し、気象庁は8月末から運用を始めた特別警報を16日、初

H25.9.17京都新聞朝刊

H26.7.3京都新聞夕刊

5・5%を記録し

いずれ

O V

同県西海市で15

数十年に1度

特

別

超えた。

も55年に1

度とされる値を

3 8

H24.7.12朝日新聞夕刊

宅地建物取引時の水害リスク情報提供

~ 水害リスク提供を商慣行化しよう! ~ (条例 第29条) ————

平成26年9月1日施行

(宅地または建物の売買等における情報提供)

第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深【地先の安全度マップ】および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する【浸水想定区域】に関する情報を提供するよう努めなければならない。





滋賀県防災情報マップ

http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html





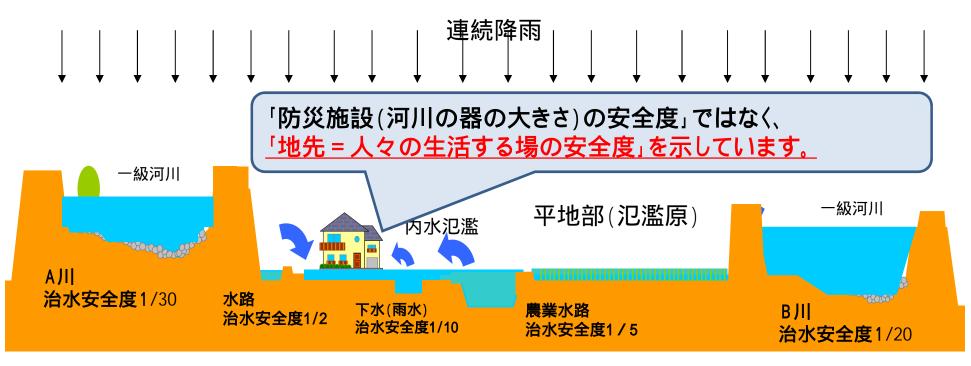
災害リスクの「見える化」売買する土地は?

http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html



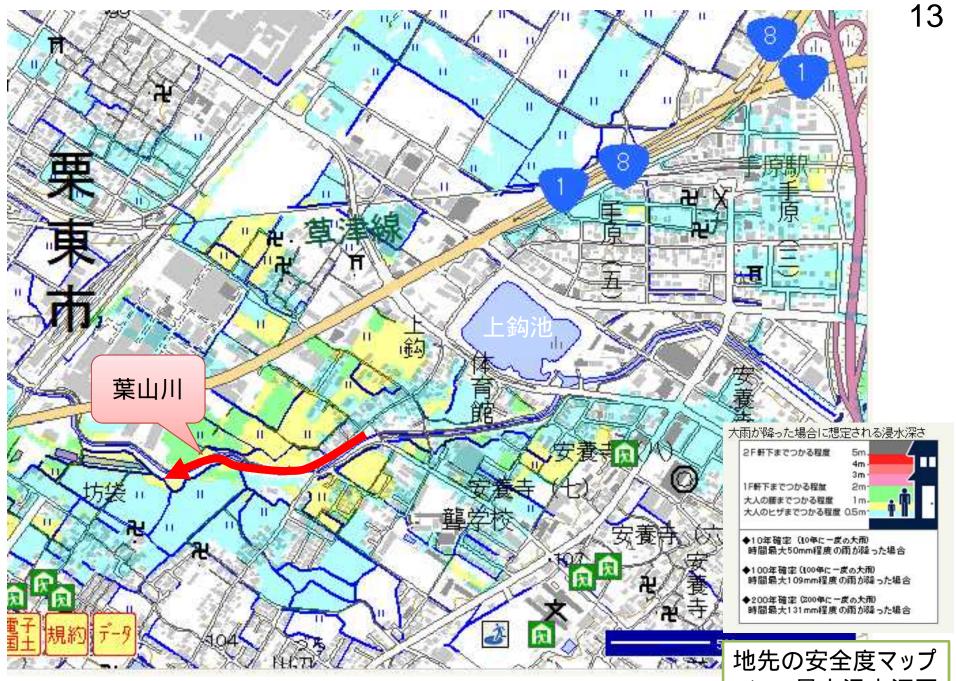
流域治水の基礎情報 「地先の安全度マップ」 (全国初。平成24年9月公表)

大河川だけではなく、身近な水路のはん濫なども考慮した浸水想定マップ(10年、100年、200年に一度の雨)



- 浸水想定区域図:大きな川からのみ氾濫。他は晴天
- 地先の安全度マップ:大きな川だけではなく、身近な水路も氾濫 実現象に近い予測が可能となった





1/10 最大浸水深図

不動産取引時、水害リスクを伝える義務はあるのか??

(東京高等裁判所判決 平成15年9月25日 判例タイムズ1153号)

- 訴え
 - 大雨の際に冠水する土地の売買(H10年の売買)時、売主がその説明を怠ったことは債務不履行にあたる
- 判決:請求棄却

【ポイント】 H10当時は、水害発生可 能性の情報がなかった!

- 判決時の指摘
 - 売り主は、取引に関する重要な事柄を事前に調査し、購入者に説明する義務を負うと指摘。
 - 説明する義務があるという場合は、
 - 土地性状に関する具体的事実を認識していた場合
 - 具体的事実の認識がない場合は、次項が必要と指摘。
 - 1. 水害発生可能性についての情報入手が実際上可能であること
 - 2. 水害発生可能性の説明義務を基礎づける<mark>根拠或いは業界慣例</mark>等 があること

水害リスクの「見える化」と判例への影響

• 平成25年現在、水害リスク情報は手に届くところにある



土地性状に関する具体的事実が認識しやすくなってきた 水害発生可能性情報の入手が可能となってきた 流域治水条例第29条にて説明の努力義務が規定



(判例への影響)

これまでとは異なる判例になるおそれあり!

東京高判は、水害生 可能性の情報がな かった時の判例!

(東京高判H15.9.25の指摘事項が満たされるため)

- 説明する義務があるという場合は、
 - 土地性状に関する具体的事実を認識していた場合
 - 具体的事実の認識がない場合は、次項が必要と指摘。
 - 1. 水害発生可能性についての情報入手が実際上可能であること
 - 2. 水害発生可能性の説明義務を基礎づける根拠或いは業界慣例 等があること

【提案】水害リスク情報の重要事項説明への活用

< 社会情勢の変化 >

- 東日本大震災、タイ洪水、H25台風18号災害など、顧客の水害リスクへの関心は高まっている
- 水害リスク情報は可視化が進み、かつ手に届くところにある状況となってきた



<提案>

- 「水害リスク情報」を<u>重要事項説明項目として活用</u>い ただくことを提案
- 流域治水条例第29条に基づき、滋賀県にお住いになる皆さまに水害リスクをお知らせください。
- 既に、県内の宅建業者は、水害リスク情報を顧客説明に活用されていると聞いています。

水害リスク情報は、市町発行のハザードマップにも記載されています

3-8.野洲川浸水想定区域図(仮に堤防が決壊した場合)

100年に1度の大雨(野洲川流域の1日間総雨量350mm)時に、仮に野洲川の堤防が決壊した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示した図です。

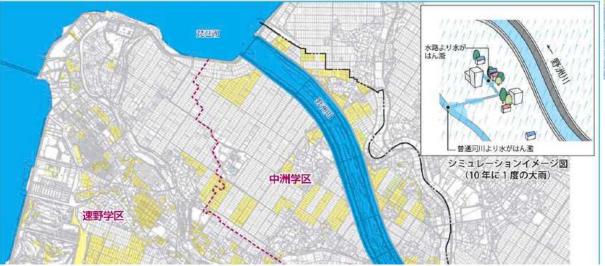
(守山市の例)

【浸水想定区域図(水防法)】

3-6.滋賀県はん濫解析(10年に1度の大雨を想定)

10年に1度の大雨(170mm/日)を想定した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示したものです。

【地先の安全度マップ】



地点(3)からのはん濫による 漫水想定区域 地点(3)からのはん濫による 漫水想定区域 シミュレーションイメージ図 (100 年に 1 度の大雨)

http://www2.city.moriyama.lg.jp/bousaimap/data/suigai.html

Q 重要事項説明書のどこに書けばいいの? → A 「 その他の事項」欄に記載



物件状況確認書(告知書)

物件状況確認書(告知書) (物件名:

物件の状況 本物件は通常の経年変化によるほか、下記のとおりの状況であります。 表2

_	_	
	⑭騒音・振動・臭気等	一般的な観点から判断して気になると思われるものについて記入してください (道路・電車・飛行機・工場・店舗等によるものが考えられます)。
周辺環境	⑮周辺環境に影響を及ぼ すと思われる施設等	一般的な観点から判断して気になると思われるものについて記入してください (ゴミ処理場、暴力団事務所、火葬場等が考えられます)。
	⑯近隣の建築計画	売買物件に影響を及ぼすと思われる近隣の建築計画があれば記入してください。
	⑰電波障害	テレビ等の電波に障害がある場合に記入してください。
	®近隣との申し合わせ事 項	近隣地域(自治会・町内会等)での協定や取決め(ゴミ集積場所、自治会・町内 会費等)で特に買主に引き継ぐべき事項を記入してください。
	19浸水等の被害	床上・床下等を問わず、浸水の事実について、また周辺地域が浸水の多い地域で あればその事実も記入してください。
	②事件・事故・火災等	売買物件やその近隣での自殺、殺傷事件等の心、や影響があると思われる事実 があれば記入してください。 また、火災についてはボヤ等についても記入してく
	その他売主から買主へ引継 べき事項	表記列挙項目の補足説明や、列挙項目以外(ジ・19欄には、浸水実績明すべき事実があれば記入してください。

平成 年

本物件の状況が上記のとおりであることを売主は、買主に告知しました。

〈売 主〉

住所・氏名

住所・氏名

上記のとおり、売主より告知を受けました。 く買 主>

売主→買主への告知

●H25台風18号時の浸기 「該当すると思われま



知るう知らせよう! 水害リスク情報



普段は水害に 無縁に見える街 ですが・・・



大雨が降ると 浸水しました。 (平成25年9月台風 18号の際の状況) 平成26年9月より、 宅地建物取引に際し、 水害リスク情報を提供 することが努力義務 となります。



洪水は 「めったにないこと」 ではありません!

※「地先の安全度マップ」では、比較的 頻繁におこる雨(10年に1回)での 浸水も予測されています。

▼ 水害リスク情報はコチラ (滋賀県防災情報マップ) からご覧いただけます。 http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html

水害リスクに応じて、被害を回避・軽減する住まい方を検討しましょう。

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

TEL 077-528-4291 FAX 077-528-4904 E-mail ryuiki@pref.shiga.lg.jp



200年確率の降雨など起こりっこない?

琵琶湖西岸断層帯北部の、今後30年以内の地震発生確率は1%から3%。

200年確率の降雨の、今後30年以内の発生確率は 1 4 %

「200年確率	今後1年間に起こる確率	0.5%		
の降雨」が	今後30年間に起こる確率	14.0%		
	今後100年間に起こる確率	39.0%		
100年確率	今後1年間に起こる確率	1%		
の降雨」が	今後30年間に起こる確率	26.0%		
	今後100年間に起こる確率	63.4%		

「ながす」対策と流域治水の目標

- まちづくりにおける目標 = national minimum
 - 時間雨量50mmの場合に50cm未満の浸水(床下浸水)が予想される区域は、市街化区域に編入可能

時間雨量50mm

- 「ながす」対策の目標//national minimum
 - 小河川 10年確率の洪水
 - 大河川 戦後最大洪水(<u>30~50年確率</u>程度)

を川の中に閉じこめる。

- 流域治水の目標
 - どのような洪水にあっても <u>→200年確率</u>
 - 人命が失われることを避け(最優先)
 - 生活再建が困難となる被害を避ける

おわりに 流域治水政策とは何か??

~滋賀県がやろうとしていること~

水害リスク情報を"見える化"。

県民の皆さんによる安全・安心なまちづくり、地域社会づくり をバックアップ。

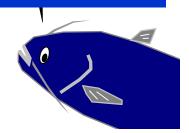
河川整備とはん濫管理とを着実に推進。

県下の水害リスクをバランスよく減らし、安全・安心な県土づくりを一歩、一歩進める。



滋賀県全体をより安全に!

(県下の不動産価値を高める一助に!) 安全・安心なまちづくりを進めるため、 不動産取引での活用をお願いします。 "特別なこと"でもなく、 "目新しいこと"でもなく、 "あたりまえ"のことを やろうとする取り組みです。



水害情報等の集約・発信

<水害リスク情報(地先の安全度マップ、浸水想定区域図)>

http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html (滋賀県防災ポータル)

<県内の水害記録>

水害記録を集約しています。随時、verup中。

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/

(滋賀県流域政策局のホームページ)

